

## 海外PL保険のご案内

(英文商業用賠償責任保険普通保険約款)

### 海外PL保険は輸出した製品に起因して発生した対人・対物事故による法律上の損害賠償責任を補償する保険です。

英文商業用賠償責任保険(以下、海外PL保険という)では、被保険者に対する損害賠償金のほか、被保険者が負担する争訟関連費用(弁護士費用、協力費用等)を補償します。また、保険適用地域で発生するPL事故について、事故処理サポートを提供します。

メリット  
1

#### 高額な負担への準備

海外、特に米国における訴訟に対応する賠償金や弁護士費用は、非常に高額になるケースがあります。海外PL保険では、賠償金のみならず弁護士費用などの争訟関連費用も保険金のお支払いの対象となるため、万が一の事故発生時に備えることができます。

##### 【高額賠償の事故事例】

オーストラリアで販売された日本製の清涼飲料水を飲んで健康被害にあったとして、現地被害者約600人が日本の製造会社と輸出業者等に損害賠償請求を行った。

**和解金: 2,500万豪ドル**  
(当時の換算レートで約24億円※)  
※97.77円/豪ドルで換算した参考値

メリット  
2

#### 訴訟対応への負担の軽減

保険会社の経験豊富なスタッフやPL訴訟に精通した弁護士が被保険者に代わって訴訟に対応するため、貴社が単独で訴訟に対応する場合と比べ、負担を軽減できます。

#### 海外PL保険の特長

海外PL保険は国外の賠償事故に対応するために英文の約款で構成されており、保険会社が貴社に代わって訴訟の対応\*にあたり、その費用をお支払するという特長があります。

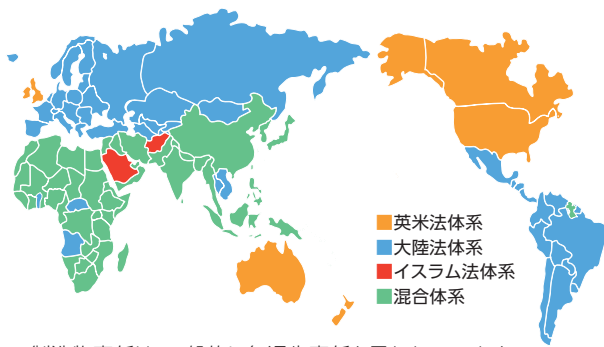
\*国や地域の法律等により、保険会社が示談代行を行うことを禁止されている場合は対応ができません。

#### 海外の訴訟環境

一般的に英米法体系を採用している国々においては、PL訴訟をはじめとして、訴訟環境が厳しいといわれています。

法制度や訴訟制度、法習慣や商習慣が異なる海外における訴訟対応は相当な時間と負担がかかります。

- 英米法体系はコモン・ローとも言われ、判例法主義、陪審制が採用されています。
- 日本は、大陸法と英米法のハイブリッドな法体系にあるとされています。
- ハイブリッドな法体系にある国でも、中国などは懲罰賠償を採用しています。
- 英米法体系の国々ばかりでなく、それ以外の欧州・アジアの諸国においてPL(製造物責任\*)法が制定されており、輸出企業にとってPLリスクへの対応は重要な問題と位置付けられています。



\*製造物責任は、一般的に無過失責任と言われています。無過失責任とは、製造物の欠陥について、企業側に過失がなくても責任を負わせることを意味します。(スター保険会社調べ)

#### 引受方式の特長

特長  
1

##### 争訟費用「外枠払」の引受(※製品や輸出先等により「争訟費用外枠払」に対応できない場合もあります。)

争訟費用について「内枠払」または「外枠払」を選択いただくことが可能です。争訟費用「外枠払」では、ご契約時に設定した保険金支払限度額と別枠で争訟費用をお支払いいたします。

特長  
2

##### 保険発動条件の選択(※製品や輸出先等により「事故発生ベース」に対応できない場合もあります。)

「事故発生ベース (Occurrence Basis)」または「損害賠償請求ベース (Claims Made Basis)」を選択いただけます。輸出先等によっては「事故発生ベース (Occurrence Basis)」での保険加入を要請される場合があります。

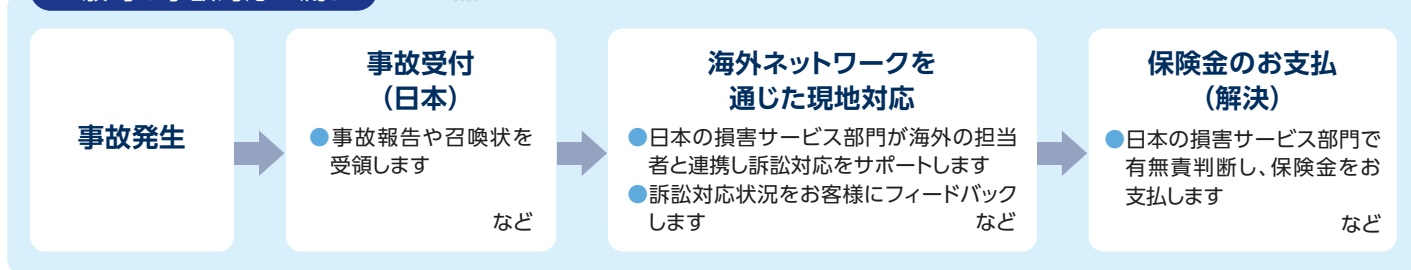
# STARR INSURANCE COMPANIES WORLDWIDE NETWORK

## 安心の損害サービス

日本の損害サービス部門と海外の担当者が連携してタイムリーな訴訟管理、保険金請求のサポートを行います。



### 一般的な事故対応の流れ



## お見積もりにあたって

以下の情報をお知らせください。

海外生産物賠償責任保険申告書

輸出入取引先との契約書写 (付保要請がある場合)

現在加入の保険証券写

など

## 免責条項 (保険金をお支払しない主な場合)

### 英文商業用賠償責任保険 (海外PL保険)

- ① 被保険者が予期または意図した身体の障害または財物の損壊
- ② 契約または合意により加重された賠償責任
- ③ 労働者災害補償法および類似の法律に基づく被保険者の義務
- ④ 被保険者の業務により従業員が被った身体の障害
- ⑤ 戦争、軍隊による軍事行動、暴動、反乱、革命等により発生した身体の障害または財物の損壊
- ⑥ 所有・賃借・占有する財物、保管・管理する動産の損壊
- ⑦ 記名被保険者の生産物、作業またはそれらの一部に起因する記名被保険者の生産物または作業自体の損壊
- ⑧ 使用阻害財物または物理的には損傷を被ってはいない財物についての損害。ただし、生産物が意図された用途に供された後に、その生産物に急激かつ偶発的な物理的損傷が生じたことによって、その他の財物の使用不能損害が発生した場合を除きます。
- ⑨ 生産物のリコールに関する損害・費用
- ⑩ 原子力危険に関連する損害
- ⑪ アスベストまたはシリカによる損害
- ⑫ 日本国、国際連合、ヨーロッパ連合 (EU) またはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令等へ抵触する場合

など

◇このご案内は、Commercial General Liability Insurance (英文商業用賠償責任保険)の概要をご説明したものです。詳細については、約款をご覧ください。どうか、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◇ご契約前に重要事項説明書を必ずご確認ください。

<引受保険会社>

**STARR** スター保険会社  
スター・インデムニティ・アンド・  
ライアビリティ・カンパニー

〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8番1号  
千代田ファーストビル東館4階  
TEL:03-6478-6363 (代) FAX:03-6478-6390

A.M.Best 財務力格付け



スター・インデムニティ・アンド・ライア  
ビリティ・カンパニーはA.M.Best社による財務  
力格付け (FSR) 「A」、財務規模カテゴリー  
XV、及び発行者信用格付け (ICR) 「a」と  
評価されています。(2021年12月末現在)

<取扱代理店>